

平成 27 年度  
第 3 回（仮称）権利擁護センター設立検討会  
議事録

日 時：平成 28 年 2 月 10 日（木） 18：30～19：40

場 所：北広島市福祉センター 会議室

出席者（7 名）

◇（仮称）権利擁護センター検討会構成員

- 遠藤 隆子（市民後見人養成研修修了生）  
大滝 和子（司法書士）  
佐藤信一郎（北広島市にし高齢者支援センター 管理者）  
高森 健（弁護士）  
林 恭裕（北翔大学人間福祉学部 教授）  
守谷 眞一（市民後見人養成研修修了生）  
若狭 聡美（障がい生活支援センターみらい 管理者）

◇事務局

- |                |        |
|----------------|--------|
| 保健福祉部長         | 福島 政則  |
| 保健福祉部高齢者支援課長   | 三上 勤也  |
| 保健福祉部福祉課長      | 奥山 衛   |
| 保健福祉部高齢者支援課 主査 | 浜山 かおり |
| 保健福祉部福祉課 主査    | 柄澤 尚江  |
| 保健福祉部高齢者支援課 主査 | 渡邊 篤広  |
| 保健福祉部福祉課 主査    | 川又 洋火  |
| 保健福祉部高齢者支援課 主任 | 五十嵐 陽子 |
| 保健福祉部高齢者支援課 主事 | 角田 紘希  |

◇北広島市社会福祉協議会

- |                  |       |
|------------------|-------|
| 北広島市社会福祉協議会事務局次長 | 八町 史郎 |
| 北広島市社会福祉協議会 主査   | 風間 公彦 |
| 北広島市社会福祉協議会 主任   | 今 隆志  |

◇傍聴者 1 名

## 【質疑応答】

委員： 養成講座修了後、一定期間経過した場合は養成講座を再受講とあるが、一定期間とは具体的にどのくらいの期間を想定しているのか。

事務局： 養成講座修了から一年以上経過した場合を想定している。

委員： 後見支援員の身分証は、どのような身分証になるのか。

事務局： 日常生活自立支援事業の生活支援と同様の身分証の発行を予定しており、首から下げられるカードサイズのものを想定している。

委員： 後見支援員としての責任、自覚を持ってもらうための対策が必要と感じる。具体的な取組みがく、いまのままではイメージができない。開設まで整理が必要ではないか。

事務局： 事業を開始しないと、見えてこない課題があるかと考えるが、後見支援員と一緒に支援のあり方を検討していく。平成26年度、平成27年度とフォローアップ研修を実施し、後見支援員としての自覚や知識を高めている。来年度以降も活動を希望した方を対象にフォローアップ研修を継続開催するとともに、成年後見制度関連の研修への参加を促し対策をしていく。

委員： 後見支援員が遵守すべき事項や求められる役割、実務を文章化して示したものを、委嘱状と一緒に手渡せると、わかりやすいように思う。

事務局： 人材バンク登録者の際に、法人後見は一度の失敗で信用を失い、後見業務の受任ができなくなり、市民に迷惑をかけてしまうこととなることを伝えることとする。

委員： 活動希望者が23名とのことだが、全員が活動に従事することができるのか。

事務局： センター開設後すぐに、活動希望者全員が後見支援員として活動できるということは想定していない。  
後見支援員以外の活動協力員として協力いただくなど、多くの方に活動していただける場をつくる努力はしていく。

委員： すぐにニーズが発生することは考えにくいので、周知啓発が重要になってくる。活動協力員、後見支援員の両方の活動を希望しても構わないのか。

事務局： 活動を複数希望することができます。

委員： 市民後見人も社会的使命を担っているということを市民に理解してもらい、評価を高めていく仕組みづくりも今後必要であるとする。

委員： 「成年被後見人等の管理物件の取扱いと法人内（社協）出納事務管理体制」に関わりのあることだと思うが、今後マイナンバーカードの保管を依頼された場合、後見人として預かることができるのか。

委員： 法人後見であっても後見人ということになれば、マイナンバーカードも預かりの対象になる。

【（仮称）権利擁護センターに関連する業務について】

委員： 成年後見利用支援事業について、低所得者で本人もしくは親族による申立てが可能な方に限ると、申立て費用を助成するよりも、法テラスを通じ弁護士や司法書士につないだ方が、実質無料で利用ができるので、その方が現実的とする。

報酬は別として、生活保護受給者が自分自身で申立てをしなければならない場合、申立て費用が助成されるとしても、申立てをすること自体が大変なことなので、法テラスを紹介した方が、市も無駄な支出を抑えることができ、専門職が支援することでスムーズな申立が可能である。

事務局： 法テラスの活用も考えながら、支援していくことが重要である。ただ、法テラスを活用することが対象者にとって最善であるかを判断するのは、センターの相談窓口になるので、様々な情報を捉えながら、相談業務を拡充していくことが大切であるとする。

委員： 法人後見は成年後見利用支援事業の報酬助成の対象となるのか。

事務局： 法人後見を報酬助成の対象から除外することは考えていない。

委員： 成年後見利用支援事業の要件には該当しないが、生活は困窮しているというケースも想定されるが、法人後見事業でこのようなケースへの対応策は検討しているか。

事務局： 報酬が全く見込めないケースについても受任すべきと考えている。再度、内部で議論検討した上で、整理していきたいと考えている。

委員： 活動協力員や後見支援員への報酬について確認したい。

事務局： 後見支援員は1回の支援につき1,000円とし、1ヶ月の報酬限度額を5,000円に設定したいと考えている。窓口相談員は1回、交通費込みで500円、周知啓発

活動に対する報酬付与はしないと考えている。

【センターの名称について】

事務局：今回設置するセンターについては、センターの中核を担うのは成年後見となる。市民へ周知を考慮し、名称を「北広島市成年後見センター」としたいと考えている。

一 同：意見なし。一同賛同

委員：センターは長い年月をかけて、地域との関係性を築き役割を果たすこととなります。センターに成年後見以外の相談があり、たらい回しになどの対応してしまうと、センターとしての機能を果たせなくなる。どういう姿勢で相談を受けるのが重要と考える。

相談は、正職員が対応するのか、嘱託職員や非常勤職員が対応するのか、仮に、嘱託職員や非常勤職員が対応するとして、担当ケースに対してどの程度の責任を負うのかによっても相談者側の相談の仕方も違ってくると考える。

また、市内の介護支援専門員が日常生活自立支援事業を利用しようとする、多くの資料の提出を求められることを負担に感じるとの意見もある。成年後見についても、日常生活自立支援事業と変わらない手法で相談を受けると介護支援専門員からの連携は期待できないこととなる。

今後、どのような姿勢で相談を受けるのか、またその姿勢をどのように関係機関に伝えていくのか、考えをお聞きしたい。

委員：センターは、成年後見の相談しか受け付けられないということにはならぬものとする。成年後見制度に該当するかどうか、判断に迷うようなケースも含め、市民や介護支援専門員等の相談や思いをしっかりと受け止め、必要に応じ関係機関に丁寧につなぐという体制や姿勢が求められると考えるが、回答をお願いしたい。

事務局：センターに専門職を常勤で1名および複数名の職員を配置し開設時間内は相談を受けられる体制を整える予定です。職員だけでなく活動協力員（市民後見人養成講座修了生）も活用する予定です。相談しやすい体制づくりに対しては市もサポートをしていきます。

事務局：センターの存在が地域住民に認識され、相談がコンスタントに入ってくるようになるまでに時間を要することは理解している。相談を受ける姿勢としては、成年後見以外のニーズもある相談については丁寧に関係機関につなぎ、必要に応じ関係機関と連携しながらケースを支援できればと考えている。また、週1回ではあるが、活動協力員

である窓口相談員の協力も得つつ、市民の力を上手に活用しながら相談しやすいセンターの体制構築を目指していきたいと考えている。

委員： アウトリーチ的発想だが、必ずしも高齢者支援センターや介護支援専門員にはつながらない対象者も地域には存在するので、何らかの活動を希望している23名の方に、地域の身近な相談窓口としての機能を担ってもらおうという方法もあると思う。相談体制を二重三重にしておくなどの手立てを講じないと、相談ニーズを捉えることは困難である。センター開設まで、時間があると思うので柔軟な発想で様々な方法を検討してほしい。